

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>第10条((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係</p> <p>(試験研究に含まれないもの)</p> <p>10-2 措置法第10条第8項第1号イ(1)に規定する試験研究には、例えば、次に掲げる活動は含まれない。</p> <p>(1) 人文科学及び社会科学に係る活動</p> <p>(2) リバースエンジニアリング(既に実用化されている製品又は技術の構造や仕組み等に係る情報を自己の製品又は技術にそのまま活用することのみを目的として、当該情報を解析することをいう。)その他の単なる模倣を目的とする活動</p> <p>(3) 事務員による事務処理手順の変更若しくは簡素化又は部署編成の変更</p> <p>(4) 既存のマーケティング手法若しくは販売手法の導入等の販売技術若しくは販売方法の改良又は販路の開拓</p> <p>(5) <u>性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として行うデザインの考案</u></p> <p>(6) <u>(5)により考案されたデザインに基づき行う設計又は試作</u></p> <p>(7) 製品に特定の表示をするための許可申請のために行うデータ集積等の臨床実験</p> <p>(8) 完成品の販売のために行うマーケティング調査又は消費者アンケートの収集</p> <p>(9) 既存の財務分析又は在庫管理の方法の導入</p> <p>(10) 既存製品の品質管理、完成品の製品検査、環境管理</p> <p>(11) 生産調整のために行う機械設備の移転又は製造ラインの配置転換</p> <p>(12) 生産方法、量産方法が技術的に確立している製品を量産化するための試作</p> <p>(13) 特許の出願及び訴訟に関する事務手続</p> <p>(14) 地質、海洋又は天体等の調査又は探査に係る一般的な情報の収集</p> <p>(15) 製品マスター完成後の市場販売目的のソフトウェアに係るプログラムの機能上の障害の除去等の機能維持に係る活動</p> <p>(16) ソフトウェア開発に係るシステム運用管理、ユーザードキュメントの作成、ユーザーサポート及びソフトウェアと明確に区分されるコンテンツの制作</p> <p>(試験研究の用に供する資産の減価償却費)</p> <p>10-7 試験研究費の額には、個人が自ら行う製品の製造若しくは技術の改良、考案若し</p>	<p>第10条((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係</p> <p>(試験研究に含まれないもの)</p> <p>10-2 措置法第10条第8項第1号イ(1)に規定する試験研究には、例えば、次に掲げる活動は含まれない。</p> <p>(1) 人文科学及び社会科学に係る活動</p> <p>(2) リバースエンジニアリング(既に実用化されている製品又は技術の構造や仕組み等に係る情報を自己の製品又は技術にそのまま活用することのみを目的として、当該情報を解析することをいう。)その他の単なる模倣を目的とする活動</p> <p>(3) 事務員による事務処理手順の変更若しくは簡素化又は部署編成の変更</p> <p>(4) 既存のマーケティング手法若しくは販売手法の導入等の販売技術若しくは販売方法の改良又は販路の開拓</p> <p>(5) <u>単なる製品のデザインの考案</u></p> <p>(6) 製品に特定の表示をするための許可申請のために行うデータ集積等の臨床実験</p> <p>(7) 完成品の販売のために行うマーケティング調査又は消費者アンケートの収集</p> <p>(8) 既存の財務分析又は在庫管理の方法の導入</p> <p>(9) 既存製品の品質管理、完成品の製品検査、環境管理</p> <p>(10) 生産調整のために行う機械設備の移転又は製造ラインの配置転換</p> <p>(11) 生産方法、量産方法が技術的に確立している製品を量産化するための試作</p> <p>(12) 特許の出願及び訴訟に関する事務手続</p> <p>(13) 地質、海洋又は天体等の調査又は探査に係る一般的な情報の収集</p> <p>(14) 製品マスター完成後の市場販売目的のソフトウェアに係るプログラムの機能上の障害の除去等の機能維持に係る活動</p> <p>(15) ソフトウェア開発に係るシステム運用管理、ユーザードキュメントの作成、ユーザーサポート及びソフトウェアと明確に区分されるコンテンツの制作</p> <p>(試験研究の用に供する資産の減価償却費)</p> <p>10-7 試験研究費の額には、個人が自ら行う製品の製造若しくは技術の改良、考案若し</p>

くは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として措置法令第5条の3第6項各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるもの（当該役務の開発を目的として、同項第1号イの方法によって情報を収集し、又は同号イの情報を取得する場合には、その収集又は取得を含む。）の用に供する資産に係る減価償却費の額が含まれる。

（試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い）

10-9 試験研究費の額の範囲が改正された場合には、措置法第10条第8項第3号に規定する「適用年前3年以内の各年分」（10-11において「比較年」という。）の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。

（試験研究費の額の統一的計算）

10-11 措置法第10条の規定の適用上、適用年（同条第8項第2号に規定する「適用年」をいう。）及び比較年の試験研究費の額を計算する場合の共通経費の配分基準等については、継続して同一の方法によるべきものであることに留意する。

（中小事業者であるかどうかの判定）

10-12 個人が措置法第10条第4項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

また、措置法規則第5条の6第3項又は第11項の規定の適用上、個人が中小事業者に該当するかどうかの判定は、措置法令第5条の3第10項第2号又は第8号に規定する契約又は協定の締結時の現況によるものとする。

（常時使用する従業員の範囲）

10-13 措置法令第5条の3第9項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、常时就労している職員、工員等の総数によって判定することに留意する。この場合において、酒造最盛期、野菜缶詰、瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間にわたり労務者を使用するときは、当該使用する労務者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

（年の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用）

10-14 措置法令第5条の3第10項第3号から第5号まで又は第9号から第13号までの規定の適用上、個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から同号に規定する知的財産権（以下10-15までにおいて「知的財産権」という。）の使

くは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として措置法令第5条の3第6項各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるものの用に供する資産に係る減価償却費の額が含まれる。

（試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い）

10-9 試験研究費の額の範囲が改正された場合には、措置法第10条第8項第3号に規定する「適用年前3年以内の各年分」（10-11において「比較年」という。）及び同項第5号の2に規定する令和元年分（10-11において「令和元年分」という。）の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。

（試験研究費の額の統一的計算）

10-11 措置法第10条の規定の適用上、適用年（同条第8項第2号に規定する「適用年」をいう。）比較年及び令和元年分の試験研究費の額を計算する場合の共通経費の配分基準等については、継続して同一の方法によるべきものであることに留意する。

（中小事業者であるかどうかの判定）

10-12 個人が措置法第10条第4項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

また、措置法規則第5条の6第3項又は第11項の規定の適用上、個人が中小事業者に該当するかどうかの判定は、措置法令第5条の3第11項第2号又は第8号に規定する契約又は協定の締結時の現況によるものとする。

（常時使用する従業員の範囲）

10-13 措置法令第5条の3第10項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、常时就労している職員、工員等の総数によって判定することに留意する。この場合において、酒造最盛期、野菜缶詰、瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間にわたり労務者を使用するときは、当該使用する労務者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

（年の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用）

10-14 措置法令第5条の3第11項第3号から第5号まで又は第9号から第13号までの規定の適用上、個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から同号に規定する知的財産権（以下10-15までにおいて「知的財産権」という。）の使

用料的支払を受ける者が、年の中途において同項第3号若しくは第10号に規定する特定新事業開拓事業者（以下この項において「特定新事業開拓事業者」という。）、同項第4号若しくは第11号に規定する成果活用促進事業者（以下この項において「成果活用促進事業者」という。）、同項第5号若しくは第12号に規定する他の者（以下この項において「他の者」という。）又は同項第9号若しくは第13号に規定する特定中小企業者等（以下10—15までにおいて「特定中小企業者等」という。）のいずれにも該当しないこととなった場合には、当該個人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、措置法第10条第8項第7号に規定する特別試験研究費の額（以下この項において「特別試験研究費の額」という。）に該当しないことに留意する。

（注）個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から知的財産権の使用料の支払を受ける者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において特定新事業開拓事業者、成果活用促進事業者、他の者又は特定中小企業者等のいずれにも該当しない場合には、たとえその後これらに該当することとなったときであっても、当該個人の当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

（知的財産権の使用料及び新規高度研究業務従事者に対する人件費）

10—15 個人が特定中小企業者等からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究に係る試験研究費の額（措置法規則第5条の6第22項又は第23項の試験研究費の額に該当するものを除く。）のうち同条第24項の試験研究費の額に該当する知的財産権の使用料の額以外のものについては、措置法第10条第7項の規定の適用はないが、同条第1項又は第4項の規定の適用はあることに留意する。

個人が行う措置法令第5条の3第10項第15号の要件を満たす試験研究に係る試験研究費の額（措置法規則第5条の6第22項又は第23項の試験研究費の額に該当するものを除く。）のうち措置法規則第5条の6第25項の試験研究費の額に該当する人件費の額以外のものについても、同様とする。

（学位の意義）

10—18 措置法令第5条の3第10項第15号イ(1)の学位は、その学位を授与された者が、その学位を得るための研究活動の過程で習得した専門的知識をもって同号ハの試験研究に従事する場合における当該学位をいうのであるから留意する。

（新規高度研究業務従事者であることを明らかにする書類）

10—19 措置法規則第5条の6第25項に規定する「第3号に規定する者が……新規高度研

用料的支払を受ける者が、年の中途において同項第3号若しくは第10号に規定する新事業開拓事業者等（以下この項において「新事業開拓事業者等」という。）、同項第4号若しくは第11号に規定する成果活用促進事業者（以下この項において「成果活用促進事業者」という。）、同項第5号若しくは第12号に規定する他の者（以下この項において「他の者」という。）又は同項第9号若しくは第13号に規定する特定中小企業者等（以下10—15までにおいて「特定中小企業者等」という。）のいずれにも該当しないこととなった場合には、当該個人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、措置法第10条第8項第7号に規定する特別試験研究費の額（以下この項において「特別試験研究費の額」という。）に該当しないことに留意する。

（注）個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から知的財産権の使用料の支払を受ける者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において新事業開拓事業者等、成果活用促進事業者、他の者又は特定中小企業者等のいずれにも該当しない場合には、たとえその後これらに該当することとなったときであっても、当該個人の当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

（知的財産権の使用料）

10—15 個人が特定中小企業者等からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究に係る試験研究費の額のうち措置法規則第5条の6第24項に規定する知的財産権の使用料の額以外のものについては、措置法第10条第7項の規定の適用はないが、同条第1項又は第4項の規定の適用はあることに留意する。

（新 設）

（新 設）

究業務従事者……であることを明らかにする書類には、当該個人の使用人が次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、例えば、次に定めるような書類が該当する。

- (1) 措置法令第5条の3第10項第15号イ(1)の博士の学位を授与された者 当該学位に係る学位記の写し
- (2) 同号イ(2)の他の者の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者 その者により作成された職務経歴書（当該他の者の名称並びに当該他の者において従事していた研究業務の内容及びその従事期間が記載されているものに限る。）

第10条の3（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（年の中途において中小事業者に該当しなくなった場合の適用）

10の3-1 個人が年の中途において措置法第10条の3第1項に規定する中小事業者（以下第10条の3関係において「中小事業者」という。）に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作（以下第10条の3関係において「取得等」という。）をして同項に規定する指定事業の用（以下第10条の3関係において「指定事業の用」という。）に供した同項に規定する特定機械装置等（以下第10条の3関係において「特定機械装置等」という。）については同項又は同条第3項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法令第5条の5第4項第2号又は第3号に規定する取得価額の合計額がこれらの号に規定する金額以上であるかどうかは、その中小事業者に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。

（主要な事業であるものの例示）

10の3-1の2 措置法規則第5条の8第2項の規定の適用上、次に掲げる事業には、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。

- (1) 同項第1号に掲げる事業 中小事業者がその所有する店舗、事務所等の一画を活用して、いわゆるコインランドリーを利用させる役務を提供する行為
- (2) 同項第2号に掲げる事業 公衆浴場を営む中小事業者がその利用客に対して、いわゆるコインランドリーを利用させる役務を提供する行為

（取得価額の判定単位）

10の3-2 措置法令第5条の5第4項第1号又は第2号に掲げる機械及び装置又は工具の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、

第10条の3（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（年の中途において中小事業者に該当しなくなった場合の適用）

10の3-1 個人が年の中途において措置法第10条の3第1項に規定する中小事業者（以下第10条の3関係において「中小事業者」という。）に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作（以下第10条の3関係において「取得等」という。）をして同項に規定する指定事業の用（以下第10条の3関係において「指定事業の用」という。）に供した同項に規定する特定機械装置等（以下第10条の3関係において「特定機械装置等」という。）については同項又は同条第3項の規定の適用があることに留意する。

この場合において、措置法令第5条の5第3項第2号又は第3号に規定する取得価額の合計額がこれらの号に規定する金額以上であるかどうかは、その中小事業者に該当していた期間内に取得等をして指定事業の用に供していたものの取得価額の合計額によって判定することに留意する。

（新 設）

（取得価額の判定単位）

10の3-2 措置法令第5条の5第3項第1号又は第2号に掲げる機械及び装置又は工具の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は120万円以上であるかどうかについては、

通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(注) 措置法規則第5条の8第3項に規定する工具の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、同項に規定する測定工具及び検査工具の取得価額の合計額により判定することに留意する。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)

10の3-3 措置法令第5条の5第4項第1号から第3号までに掲げる機械及び装置、工具又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、工具又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(事業の判定)

10の3-5 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(注)1 措置法令第5条の5第6項の「鉱業」については、日本標準産業分類の「大分類C 鉱業、採石業、砂利採取業」に分類する事業が該当する。

(注)2 措置法規則第5条の8第8項第12号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類G 情報通信業(通信業を除く。)',「小分類693 駐車場業」,「中分類70 物品賃貸業」,「大分類L 学術研究、専門・技術サービス業」,「中分類75 宿泊業」,「中分類78 洗濯・理容・美容・浴場業」,「中分類79 その他の生活関連サービス業(旅行業を除く。)',「大分類O 教育、学習支援業」,「大分類P 医療、福祉」,「中分類87 協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類R サービス業(他に分類されないもの)」に分類する事業が該当する。

(その他これらの事業に含まれないもの)

10の3-6 措置法規則第5条の8第8項第2号括弧書の料亭、バー、キャバレー、ナイ

通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(注) 措置法規則第5条の8第1項に規定する工具の取得価額の合計額が120万円以上であるかどうかについては、同項に規定する測定工具及び検査工具の取得価額の合計額により判定することに留意する。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定機械装置等の取得価額要件の判定)

10の3-3 措置法令第5条の5第3項第1号から第3号までに掲げる機械及び装置、工具又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、120万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、工具又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(事業の判定)

10の3-5 個人の営む事業が指定事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(注)1 措置法令第5条の5第5項の「鉱業」については、日本標準産業分類の「大分類C 鉱業、採石業、砂利採取業」に分類する事業が該当する。

(注)2 措置法規則第5条の8第5項第12号に掲げる「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類G 情報通信業(通信業を除く。)',「小分類693 駐車場業」,「中分類70 物品賃貸業」,「大分類L 学術研究、専門・技術サービス業」,「中分類75 宿泊業」,「中分類78 洗濯・理容・美容・浴場業」,「中分類79 その他の生活関連サービス業(旅行業を除く。)',「大分類O 教育、学習支援業」,「大分類P 医療、福祉」,「中分類87 協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類R サービス業(他に分類されないもの)」に分類する事業が該当する。

(その他これらの事業に含まれないもの)

10の3-6 措置法規則第5条の8第5項第2号括弧書の料亭、バー、キャバレー、ナイ

トクラブに類する事業には、例えば、大衆酒場及びビヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は含まれないものとする。

第10条の5の3（(特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)）関係

（取得価額の判定単位）

10の5の3-4 措置法令第5条の6の3第2項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

（国庫補助金等をもって取得等した特定経営力向上設備等の取得価額）

10の5の3-5 措置法令第5条の6の3第2項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

第12条（(特定地域における工業用機械等の特別償却)）関係

（国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額）

12-4 措置法令第6条の3第2項第1号イ又は第2号イの一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産のうちに、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの若しくは法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものがある場合又は措置法第33条の6第2項、第37条の3第4項若しくは第37条の5第3項の規定により措置法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、措置法令第6条の3第2項第1号イ又は第2

トクラブに類する事業には、例えば、大衆酒場及びビヤホールのように一般大衆が日常利用する飲食店は含まれないものとする。

第10条の5の3（(特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)）関係

（取得価額の判定単位）

10の5の3-4 措置法令第5条の6の3第3項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

（国庫補助金等をもって取得等した特定経営力向上設備等の取得価額）

10の5の3-5 措置法令第5条の6の3第3項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

第12条（(特定地域における工業用機械等の特別償却)）関係

（国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額）

12-4 措置法令第6条の3第2項第1号イ又は第2号イの一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産のうちに、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの若しくは法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものがある場合又は措置法第33条の6第2項、第37条の3第3項若しくは第37条の5第2項の規定により措置法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、措置法令第6条の3第2項第1号イ又は第2

号イに規定する取得価額の合計額が1,000万円又は500万円を超えるかどうかを判定するときは、令第90条第2項各号若しくは第91条第2項、措置法第33条の6第1項、第37条の3第1項又は第37条の5第4項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

措置法令第6条の3第2項第1号ロ若しくは第2号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円若しくは50万円を超えるかどうか、同条第10項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうか又は同条第19項、第21項、第23項若しくは第25項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。

第24条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

（取得価額の判定単位）

24の3-1 措置法令第16条の3第2項に規定する機械及び装置並びに器具及び備品の1台又は1基の取得価額が30万円以上であるかどうかについては、通常一単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

（国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定農業用機械等の取得価額要件の判定）

24の3-2 措置法令第16条の3第2項に規定する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアの取得価額が30万円以上であるかどうかを判定する場合において、当該機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

（貸付けの用に供したものに該当しない機械の貸与）

24の3-3 措置法第24条の3第1項に規定する個人が、その取得し、又はその製作若しくは建設した同項に規定する特定農業用機械等を他の者に貸与した場合において、当該

号イに規定する取得価額の合計額が1,000万円又は500万円を超えるかどうかを判定するときは、令第90条第2項各号若しくは第91条第2項、措置法第33条の6第1項、第37条の3第1項又は第37条の5第3項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

措置法令第6条の3第2項第1号ロ若しくは第2号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円若しくは50万円を超えるかどうか、同条第10項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうか又は同条第19項、第21項、第23項若しくは第25項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。

第24条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

（新設）

（新設）

（貸付けの用に供したものに該当しない機械の貸与）

24の3-1 措置法第24条の3第1項に規定する個人が、その取得し、又はその製作若しくは建設した同項に規定する特定農業用機械等を他の者に貸与した場合において、当該

特定農業用機械等が専ら当該個人のためにする農畜産物の生産の用に供されるものであるときは、当該特定農業用機械等は当該個人の営む事業の用に供したもとして同条の規定を適用する。

(農用地等の取得したものとみなす金額の計算)

24の3-4 措置法第24条の3第1項に規定する農用地等が2以上ある場合において、措置法第16条の3第6項に規定する当該農用地等の取得に要した金額に相当する金額から控除されるべき同項に規定するその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された金額に相当する金額がいずれの農用地等から充てられたものとするかは、その者の計算によるものとする。

(注) 農用地等の取得価額が同項に規定するその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された金額に相当する金額を超える場合には、その超える部分に相当する金額につき当該年分の翌年分以後の年分に繰越しすることができないことに留意する。

第28条の4((土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例))関係

(現金主義によって所得計算をしている場合の分離課税の事業所得の金額)

28の4-29 各年分の事業所得の金額又は業務に係る雑所得の金額につき法第67条((小規模事業者の収入及び費用の帰属時期))の規定によるいわゆる現金主義の方法により所得計算をしている場合における土地の譲渡等のあった日の属する年以後の各年分の分離課税の事業所得等の金額(措置法第19条第3項に規定する行為に係るものを除く。)は、次の算式により計算した金額からその年中に支出した当該土地の譲渡等に係る負債の利子の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を控除した金額とする。

当該土地の譲渡等のあった日の属する年において法第67条の規定を適用しないで計算した場合における分離課税の事業所得等の収入金額から原価の額を控除した金額	×	その年において収入した分離課税の事業所得等の収入金額 <hr/> 当該土地の譲渡等のあった日の属する年において法第67条の規定を適用しないで計算した場合における分離課税の事業所得等の収入金額
---	---	--

(注) 法第67条の規定を適用して計算したその年分の事業所得の金額又は業務に係る雑所得の金額から上記により計算した分離課税の事業所得等の金額を控除した金額

特定農業用機械等が専ら当該個人のためにする農畜産物の生産の用に供されるものであるときは、当該特定農業用機械等は当該個人の営む事業の用に供したもとして同条の規定を適用する。

(農用地等の取得したものとみなす金額の計算)

24の3-2 措置法第24条の3第1項に規定する農用地等が2以上ある場合において、措置法第16条の3第5項に規定する当該農用地等の取得に要した金額に相当する金額から控除されるべき同項に規定するその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された金額に相当する金額がいずれの農用地等から充てられたものとするかは、その者の計算によるものとする。

(注) 農用地等の取得価額が同項に規定するその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入された金額に相当する金額を超える場合には、その超える部分に相当する金額につき当該年分の翌年分以後の年分に繰越しすることができないことに留意する。

第28条の4((土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例))関係

(現金主義によって所得計算をしている場合の分離課税の事業所得の金額)

28の4-29 各年分の事業所得の金額につき法第67条((小規模事業者の収入及び費用の帰属時期))の規定によるいわゆる現金主義の方法により所得計算をしている場合における土地の譲渡等のあった日の属する年以後の各年分の分離課税の事業所得の金額(措置法第19条第3項に規定する行為に係るものを除く。)は、次の算式により計算した金額からその年中に支出した当該土地の譲渡等に係る負債の利子の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を控除した金額とする。

当該土地の譲渡等のあった日の属する年において法第67条の規定を適用しないで計算した場合における分離課税の事業所得の収入金額から原価の額を控除した金額	×	その年において収入した分離課税の事業所得の収入金額 <hr/> 当該土地の譲渡等のあった日の属する年において法第67条の規定を適用しないで計算した場合における分離課税の事業所得の収入金額
--	---	--

(注) 法第67条の規定を適用して計算したその年分の事業所得の金額から上記により計算した分離課税の事業所得の金額を控除した金額は、その年分の総合課税の事業所

は、その年分の総合課税の事業所得等の金額又は損失の金額となる。また、同条の規定を適用して計算したその年分の事業所得又は業務に係る雑所得が損失の金額である場合には、その損失の金額と上記により計算した分離課税の事業所得等の金額との合計額がその年分の総合課税の事業所得等の損失の金額となる。

(現金主義によって所得計算をしている場合の仲介行為に係る分離課税の事業所得の金額)

28の4-30 各年分の事業所得の金額又は業務に係る雑所得の金額につき法第67条の規定によるいわゆる現金主義の方法により所得計算をしている場合における措置法令第19条第3項に規定する行為に係るその年分の分離課税の事業所得等の金額は、その年において収入した当該行為に係る収入金額からその年において支出した当該行為に係る負債の利子の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を控除した金額とする。

(注) その行為が措置法令第19条第3項に規定する報酬の額を超える報酬を受ける行為であるかどうかは、その年において収入したものであるかどうかを問わず、当該行為に係るすべての報酬の額の合計額により判定する。

附 則

(経過的处理(1))

この法令解釈通達による改正後の「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」は、所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第145号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年財務省令第19号)(以下「改正法等」という。)による改正後の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則の規定を適用する場合について適用し、改正法等による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則(改正法等の附則により読み替えて適用される改正前の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則を含む。)の規定を適用する場合については、なお従前の例による。

(経過的处理(2))

この法令解釈通達による改正後の10-2((6)に係る部分に限る。)の取扱いは、個人の令和6年分以後の所得税について適用し、個人の令和5年分以前の所得税については、なお従前の例による。

得の金額又は損失の金額となる。また、同条の規定を適用して計算したその年分の事業所得が損失の金額である場合には、その損失の金額と上記により計算した分離課税の事業所得の金額との合計額がその年分の総合課税の事業所得の損失の金額となる。

(現金主義によって所得計算をしている場合の仲介行為に係る分離課税の事業所得の金額)

28の4-30 各年分の事業所得の金額につき法第67条の規定によるいわゆる現金主義の方法により所得計算をしている場合における措置法令第19条第3項に規定する行為に係るその年分の分離課税の事業所得の金額は、その年において収入した当該行為に係る収入金額からその年において支出した当該行為に係る負債の利子の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を控除した金額とする。

(注) その行為が措置法令第19条第3項に規定する報酬の額を超える報酬を受ける行為であるかどうかは、その年において収入したものであるかどうかを問わず、当該行為に係るすべての報酬の額の合計額により判定する。